

山形県教員資質向上協議会の運営組織について

山形県教育委員会

1 山形県教員資質向上協議会

- 教育公務員特例法第22条の5により、任命権者（県教育委員会）と大学等で組織する協議会。指標の策定に関する協議並びに指標に基づく教員等の資質向上に関する必要な事項について協議。

2 ワーキンググループ

- 協議会に、個別の課題について調査・検討を行う以下の4つのワーキンググループ設置。大学及び各学校の代表及び県教育委員会事務局メンバーとで構成。

A：「志願」ワーキンググループ

【課題：教員志願者の増加】

- ・高校生に対する教職の魅力発信、教職課程認定大学への進学率向上策 等

B：「養成」ワーキンググループ

【課題：教員養成課程の再構築】

- ・実践力・対応力を備えた教員を養成するカリキュラム構築 等

C：「採用」ワーキンググループ

【課題：指標の趣旨を踏まえた教員選考】

- ・実践力・対応力を持ち、本県の特徴を活かす教員の選考方策検討 等

D：「研修」ワーキンググループ

【課題：指標案及び指標に基づく研修計画作成】

- ・教員のキャリアステージに応じた資質向上の目安となる指標案作成と効果的・効率的な研修計画作成 等

※ 事務局会議

- 各ワーキンググループの構成員となっている県教育委員会事務局メンバー及び県教育庁総務課企画調整担当で構成。各ワーキンググループの検討状況等の情報共有及び方向性の整理を担当。

山形県教員資質向上協議会 運営組織図

